

# 抜打ち検査実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、大和市請負工事等検査規程（平成19年大和市訓令第25号）第16条の規定に基づき抜打ち検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定め、請負工事施工途中において、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）その他関係法令に基づく施工体制が実際に実施されているか、またその請負工事の施工管理が適正に行われているかを確認し、受注者に対して不適切な事項の改善を求めることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 検査の対象工事は、契約金額5,000,000円以上の請負工事から選定する。  
2 前項の選定においては、工事出来形の品質低下が懸念される請負工事を選定する。

## (検査の実施回数等)

第3条 検査は、次の各号により実施する。  
(1) 対象工事ごとに1回以上実施するものとする。  
(2) 契約工期が1年を超えるものは、2回以上実施するものとする。  
(3) 前各号の規定に係わらず、検査の結果、是正を指示した工事は、適切な時期に再度検査を実施するものとする。

## (検査員の指定)

第4条 検査の検査員は、検査主管の課長が指定する。

## (検査の実施方法)

第5条 検査は、受注者に事前通告せずに実施するものとする。  
2 検査の内容は、次のとおりとする。  
(1) 請負工事の施工体制の確認  
(2) 請負工事の安全管理の状況  
(3) 請負工事の品質管理の状況  
(4) 請負工事の工程管理の状況  
(5) その他検査員が必要と認めるもの  
3 検査の結果、検査員が不適切な事項を確認したときは、検査員は直ちに受注者に対して改善を求めるものとする。

## (検査の報告)

第6条 検査員は、検査の結果、指摘事項がある場合は、指摘事項（通知・指示）調書（以下「調書」という。）を作成するものとする。  
2 監督員は、請負工事等打合せ簿に調書の写しを添付して、受注者に通知又は指示する。

- 3 受注者は、前項の通知又は指示を受けたときは、速やかに改善又は是正し、請負工事等打合せ簿に改善又は是正の結果を示す資料を添えて監督員に報告するものとする。
- 4 監督員は、改善又は是正が完了したことを確認したときは、前項の請負工事等打合せ簿の写し及び資料をもって、遅滞なく検査員及び請負工事等主管の課長に報告するものとする。
- 5 検査員は、検査を完了したときは、抜打ち検査報告書により検査主管の課長に報告するものとする。ただし、第1項の指摘事項がある場合は、前項の請負工事等打合せ簿の写し及び資料を添付して報告するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。